人事院会議議事録

会議日

令和4年11月10日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官

(幹事) 松尾事務総長、池本総括審議官

(説明員) (給与局)

三浦給与第二課長、住吉給与第三課長

議題

本年の勧告時報告等を踏まえた人事院規則等の一部改正

議事の概要

- 議題「本年の勧告時報告等を踏まえた人事院規則等の一部改正」について、担 当局から、別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

本年の勧告時報告等を踏まえた人事院規則等の一部改正について

令和 4 年11月10日 給 与 局

本年の勧告時報告において、政府の取組や社会環境の変化を踏まえた給与制度上の課題として、博士課程修了者等の初任給基準の見直しや優秀な若手・中堅職員の抜てきを行う場合の給与決定についての枠組みの整備等の必要性に言及しており、これらの課題に対応するため、I~Ⅲのとおりの人事院規則の改正、IVのとおりの人事院公示の制定を行うこととしたい。

また、本年の人事院勧告事項を実現するための給与法等一部改正法(以下「令和4年改正法」という。)は、現在国会で審議中であるが、同法が成立した場合、公布日に施行される事項(俸給表の改定、令和4年12月期の勤勉手当の支給割合の改正)及び令和5年4月1日に施行される事項(令和5年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改正)を実施するため、Vのとおりの人事院規則の一部改正を行うこととしたい。

I 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

1 概要

修士課程修了者及び博士課程修了者等の初任給については、現行においても修学年数の差を反映することが可能な仕組みとなっているところ、これらの課程修了者等に対し、職員の従事する職務等に必要な専門性を踏まえ、さらに号俸を加算できる措置を新設することとする。

【人事院規則9-8別表第2イ、ハ、二、ホ、へ(初任給基準表)】

2 改正内容

行政職俸給表(一)等(※1)の初任給基準表の試験欄の「総合職(院卒)」又は「総合職(大卒)」の区分の適用を受ける職員(※2)のうち、「博士課程修了(大学6卒後のものに限る)」、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する職員で、その専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用される職員を対象に、修学年数の差に応じて5号俸/年(現行:4号俸/年)として評価した号俸を初任給とすることができる旨の規定を同表の備考に措置することとする。

なお、博士課程修了等により得られる専門性の職務への有用性については、各府 省において判断する枠組みとする。

- ※1 行政職俸給表(一)のほか、専門行政職、税務職、公安職(一)及び公安職(二)の各俸給表も 同様に措置。
- ※2 新規に採用される者の初任給基準の見直しに伴い、現に在職する職員についても、所要の 調整を行う旨を事務総長通知で規定。

(参考) 行政職(一)の場合

採用試験	基礎となる初任給 (基準学歴)	基準学歴を超える 学歴免許等	基準学歴を超える 修学年数の評価	改正後の初任給
総合職(院卒)	2級11号俸 (修士課程修了)	博士課程修了 (大学6卒後のものに限る)	<u>5号俸</u> ×4年	2級31号俸 (+4号俸)
		博士課程修了	<u>5号俸</u> ×3年	2級26号俸 (+3号俸)
総合職(大卒)	2級1号俸 (大学卒)	博士課程修了 (大学6卒後のものに限る)	<u>5号俸</u> ×6年	2級31号俸 (+6号俸)
		博士課程修了	<u>5号俸</u> ×5年	2級26号俸 (+5号俸)
		修士課程修了	<u>5号俸</u> ×2年	2級11号俸 (+2号俸)

[※] 見直し後の()書きは、現行(修学年数差を4号俸/年として加算)からの増加分。

Ⅱ 若手・中堅職員の抜てきを行う場合における給与決定(昇格)の枠組みの整備

1 概要

職員の能力や専門性を踏まえた柔軟な登用・配置をしやすくするため、現在枠組みが用意されている本府省の管理職に加えて、若手・中堅職員の抜てきを行う場合の給与決定についても各府省限りで行えるよう枠組みを整備する。

【人事院規則9-8別表第6イ、ハ、二、ホ、へ(在級期間表)】

2 改正内容

行政職俸給表(一)7級等(※1)以上については、在級期間表の備考において人事院が別に定めるときは同表に定める在級期間によらず昇格できる旨の規定が措置されており、これに基づき、本府省の課長や室長に就いた場合には在級期間によらずそのポストの標準的な職務の級に昇格可能となっている。今般、本府省の非管理職などについても同様の枠組みを整備し柔軟な登用・配置を可能とするため、同様の改正を行い、職務の級に制限を設けず、人事院が別に定めるとき(※2)は、同表に定める在級期間によらず昇格できる旨の規定を同表の備考に措置する。

- ※1 行政職俸給表(一)のほか、専門行政職、税務職、公安職(一)及び公安職(二)の各俸給表も 同様に措置。
- ※2 本規則の公布により、制度上の枠組みを整備した上で、各府省からニーズを聴取し、具体 的な措置内容を事務総長通知で規定予定。

Ⅲ 医療職俸給表(三)の級別標準職務表の見直し

1 概要

昨年12月の政府の公的価格評価検討委員会の中間整理において、「すべての職場

における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき」と されているところ、国家公務員の看護師についても、職務の実態等を踏まえ、管理 的立場にある看護師や高度の専門性を有する看護師を適切に評価し、これらの看護 師がキャリアアップに伴い、より高い職務の級に昇格できる環境整備を図るため、 医療職俸給表(三)の級別標準職務表の改正を行うこととする。

【人事院規則9-8別表第1力(級別標準職務表)】

2 改正内容

① 3級に「副看護師長」を新たに規定

国の医療機関において、副看護師長が3級に格付けされている実態や今後更に 体制の拡充を図る動きがあることを踏まえ措置

② 3級に「特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務」を 新たに規定

認定看護師や特定行為研修修了者など、特に高度の専門的な知識経験を有し、 他の看護師よりも困難な業務を処理する看護師が在職している実態や今後さらに こうした看護師の必要性が高まることを踏まえ措置

③ 4級の代表的な職務として「看護師長」を規定

3級に副看護師長等を新たに規定することを踏まえ、看護師長の基本的な格付けを4級とする。これに伴い、看護師長を4級のみに規定するとともに、職責の度合いを「困難」から「相当困難」(※)に引下げ

※ 級別標準職務表においては、「標準」→「相当困難」→「困難」→「特に困難」の順に職責の 度合いを規定。今般の見直しにおいて、看護師長の基本的な格付けを4級としつつ、その職 責を「標準」より上の「相当困難」としているのは、副看護師長がいない小規模の医療機関 では、看護師(2級)から看護師長(3級)に昇任する実態を踏まえたもの。

IV 昭和38年人事院公示第5号の一部改正

人事院規則9-8の改正に伴い、給与関係の権限の委任について定めた人事院公示 (昭和38年人事院公示第5号)について所要の改正を行う。

V 給与法等一部改正法の成立に伴う人事院規則の改正

1 人事院規則9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正

俸給表の改定により、現行の昇格時号俸対応表による昇格後の対応号俸が変わる場合が生じるため、昇格時号俸対応表等の改正を行う(今年度内の昇格であれば改正前の昇格時号俸対応表によること等とする経過措置も規定)。

【人事院規則9-8別表第7(昇格時号俸対応表)及び 別表第7の2(降格時号俸対応表)】

2 人事院規則9-40 (期末手当及び勤勉手当)の一部改正

- ① 令和4年12月期の勤勉手当の成績率の改正 勤勉手当について、平均支給月数の引上げに伴い、令和4年12月期の職員の 区分別の成績率を引き上げる改正を行う。
- ② 令和5年6月期以降の勤勉手当の成績率の改正 勤勉手当について、令和5年6月期以降の職員の区分別の成績率を6月期と1 2月期で同率にする改正を行う。

【人事院規則9-40第13条及び第13条の2】

VI 公布日及び施行日等

Ⅰ~Ⅳ 公布日:令和4年改正法の公布の日

施行日:令和5年4月1日

V 公布日・施行日:令和4年改正法の公布の日。ただし、2②に係る規定は

令和5年4月1日から施行(1に係る規定は令和4年4

月1日から適用)

以 上